

山梨県公報

号外第四十八号

令和五年

十二月十二日

火曜日

目次

規則

○山梨県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十五号

山梨県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県旅館業法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第一号様式の三」を「第一号様式の四」に改め、同条を第二条の四とする。

第二条の二中「第一号様式の二」を「第一号様式の三」に改め、同条を第二条の三とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(旅館業営業者地位譲渡承認申請書)

第二条の二 省令第一条の三第一項の申請書は、旅館業営業者地位譲渡承認申請書(第一号様式の二)とする。

第一号様式中 「6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当する
7 営業の譲渡者の氏名

ときは、その内容

を「6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該

とするときは、その内容」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 法人の場合は、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付すること。

3 営業施設の所在地を中心として半径150メートル以内の図面(特に学校等との距離を明確に示したものであること。)を添付すること。

第一号様式の三中「第2条の3関係」を「第2条の4関係」及び「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を第一号様式の四とする。

第一号様式の二中「第2条の2関係」を「第2条の3関係」及び「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式を第一号様式の三とする。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

譲受人

住所

氏名

印

生年月日

電話番号

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人

住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

旅館業営業者地位譲渡承継承認申請書

次のとおり譲渡による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 譲渡の予定年月日
- 4 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

注1 旅館業の譲渡を証する書類を添付すること。

- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
電話番号

〔法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名〕

譲渡による理容所開設者地位承継届

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届けます。

- 1 営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添付すること。

(山梨県美容師法施行細則の一部改正)

第三条 山梨県美容師法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法第十二条の二第二項の規定による譲渡による美容所開設者地位承継届
第四号様式の二

第一号様式中「氏名」[㊦]を「氏名」[㊦]や電話番号

印「8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法(昭和22年法律第
9 営業の譲渡者の氏名

234号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該
届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予

定年月日「8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法(昭和22年法
律第234号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、
当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開
設予定年月日」[㊦]を「[㊦]回糞排泄物の検査の届出」[㊦]と改める。

注1 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾
病の有無に関する医師の診断書を添付すること。

2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所については、当該美容所の管
理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

3 開設者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和4
2年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限
る。)を添付すること。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
電話番号
〔法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名〕

譲渡による美容所開設者地位承継届

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届けます。

- 1 営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添付すること。

(山梨県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第四条 山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「同封」を「同時」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 過酢酸濃度百五十ppm以上の水溶液中に摂氏六十度以上で十分間以上浸す消毒又は過酢酸濃度二百五十ppm以上の水溶液中に摂氏五十度以上で十分間以上浸す消毒(これを過酢酸消毒という。)

第二条第二項第二号中「二百五十PPM」を「二百五十ppm」に、「百PPM」を「百ppm」に改め、同項第三号中「保たせ」の下に「十分間以上」を加え、同項に次の一号を加える。

四 過酢酸濃度百五十ppm以上かつ摂氏六十度以上の水溶液で十分間以上洗たくする方法又は過酢酸濃度二百五十ppm以上かつ摂氏五十度以上の水溶液で十分間以上洗たくする方法

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法第五条の三第二項の規定による譲渡によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届 第四号様式の二
第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 本籍
 住所
 電話番号
 氏名 印
 生年月日
 [法人にあつては、その名称、
 所在地及び代表者の氏名]

クリーニング所開設届

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届けます。

クリーニング所の名称				
クリーニング所の所在地	電話番号			
クリーニング所開設予定年月日				
クリーニング所の構造設備の概要	洗場	仕上場	受取及び引渡し場	
	m ²	m ²	m ²	
管理人	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日	
従事者数				
クリーニング師	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日	登録番号
営業内容				

- 注1 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。
 2 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。
 3 クリーニング所の構造設備の平面図及び付近の見取図を添付すること。
 4 開設者が他にクリーニング所を開設している場合には、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

営業者 本籍
 住所
 電話番号
 氏名 印
 生年月日
 （法人にあつては、その名称、
 所在地及び代表者の氏名）

無店舗取次店営業開始届

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届けます。

無店舗取次店名称					
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	登録番号		車両番号		車両の保管場所
営業区域					
営業開始の予定年月日					
業務用車両の構造の概要	車種	荷台スペース			
		m ²			
従事者数					
クリーニング師	本籍				
	住所				
	氏名		生年月日		登録番号
営業内容					

- 注1 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。
- 2 業務用車両の構造設備の平面図及び車両の保管場所の見取図を添付すること。
- 3 無店舗取次店の営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

第四号様式の次に次の様式を加える。

第4号様式の2（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
電話番号
〔 法人にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名 〕

譲渡によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届

次のとおり譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届けます。

- 1 営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

- 注1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設している場合には、クリーニング所ごとにその名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。
 - 3 届出者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

第五号様式注を次のように改める。

- 注1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写しを添付すること。
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。
- 3 届出者が他にクリーニング所を開設している場合には、クリーニング所ごとにその名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。
- 4 届出者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

第六号様式注を次のように改める。

- 注1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設している場合には、クリーニング所ごとにその名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。
- 3 届出者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

第七号様式注を次のように改める。

- 注1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設している場合には、クリーニング所ごとにその名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。
- 3 届出者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

(山梨県興行場法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県興行場法施行細則(昭和五十九年山梨県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「 年 月 日まで
 第七号様式注 7 営業の譲渡者の氏名 」

月 日まで」を「 回線株式会社 の ように改める。

- 注1 興行場の構造設備の概要には構造設備を明らかにした図面を添付すること。
 - 2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。
- 第一号様式注を次のように改める。

第1号様式の2（第2条の2関係）
（その1）（譲渡用）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
電話番号
〔法人にあつては、事務所の
所在地、名称、電話番号及
び代表者の氏名〕

興行場営業者地位承継届

次のとおり営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届
けます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 4 譲渡の年月日

- 注1 興行場営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

(その2) (相続用)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
被相続人との続柄
電話番号

興行場営業者地位承継届

次のとおり営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届けます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 被相続人の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

注1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写しを添付すること。

- 2 相続人が2人以上ある場合において、この全員の同意により興行場営業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

(その3) (合併用)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務所の所在地

名称

電話番号

代表者の氏名

印

興行場営業者地位承継届

次のとおり営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届けます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 合併により消滅した法人の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- 4 合併の年月日

注 定款又は寄附行為の写しを添付すること。

(その4) (分割用)

年 月 日

山梨県知事 殿

事務所の所在地

名称

電話番号

代表者の氏名

印

興行場営業者地位承継届

次のとおり営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届けます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 分割前の法人の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- 4 分割の年月日

注 定款又は寄附行為の写しを添付すること。

(山梨県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第六条 山梨県公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(浴場業営業者地位譲渡承継届書)

第二条の二 省令第一条の二第一項の届書は、浴場業営業者地位譲渡承継届書(第一号様式の二)とする。

第六条中「前三条」を「前四条」に改める。

第一号様式中
5 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆
6 営業の譲渡者の氏名

浴場にあつては、その含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能
」

「5 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能」及び「同様注を次のように改める。

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 公衆浴場の構造設備の概要には構造設備を明らかにした図面を添付すること。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
生年月日
電話番号
〔法人にあつては、その名称、事務〕
〔所在地及び代表者の氏名〕

浴場業営業者地位譲渡承継届書

次のとおり営業者の地位を譲渡により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届けます。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 4 譲渡の年月日

- 注1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
2 届出者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番